

第 1 号様式（第 6 条関係）

伏見連続講座事業補助金交付申請書

（あて先）伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話（ ） -

伏見連続講座事業補助金交付要綱第 6 条の規定により補助金の交付を申請します。	
事 業 名	
事 業 の 概 要	
総 事 業 予 算 額	円
補助金交付申請額	円

団体名

伏見連続講座事業計画書

伏見連続講座事業補助金交付要綱第6条の規定により、年度伏見連続講座事業計画書を下記のとおり提出します。			
	第1回	第2回	第3回
実 施 予 定 日			
講 座 名			
講 座 の 概 要			
開 催 場 所			
定 員			
主 な 対 象 者			

第3号様式 (第6条関係)

团体名

伏見連続講座事業予算書

収 入		
科 目	予 算 額	内 容 説 明
補 助 金		
計	0 円	
※他の補助金、助成金を受ける場合は必ず記載すること		
支 出		
科 目	予 算 額	内 容 説 明
計	0 円	

第4号様式（第7条関係）

事前着手届

年 月 日

伏見区長 様

（団体名）

（代表役職名）

（代表氏名）

年 月 日付けで申請の伏見連続講座事業補助金に係る事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

1 事前着手の理由	
2 着手(予定)年月日 (事前準備を含む事業開始日)	年 月 日

※本様式は、交付決定前に事業着手する場合に御提出いただく必要があるものです。

※着手年月日以前に支出された経費については、補助金の対象外となりますので、御注意願います。

※着手(予定)年月日は、補助金を受けようとする年度の初日（4月1日）よりも前の日を設定することはできません。

伏見連続講座事業補助金交付決定通知書

	年 月 日
様	伏見区長

年 月 日付けで申請のあった伏見連続講座事業補助金については、下記
のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事 業 名	
補 助 金 交 付 予 定 額	円
交 付 の 条 件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

伏見連続講座事業補助金不交付決定通知書

	年 月 日
様	伏見区長

年 月 日付けで申請のあった伏見連続講座事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付申請額	円
不交付の理由	

※この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 7 号様式（第 9 条関係）

伏見連続講座事業変更承認申請書

（あて先）伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話（ ） -

伏見連続講座事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。		
補助事業名		
理 由		
補助事業内容 (変更のみ)	変 更 前	変 更 後
補助対象経費 (変更のみ)		
備 考		

添付書類 変更内容を明らかにするもの

第8号様式（第9条関係）

伏見連続講座事業（中止・廃止）承認申請書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話（ ） -

伏見連続講座事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。	
補助事業名	
区 分	☐ 中止 ☐ 廃止
理 由	
備 考	

伏見連続講座事業補助金変更交付決定通知書

	年 月 日
様	伏見区長

年 月 日付けで変更申請のあった伏見連続講座事業補助金については、
下記のとおり変更し、交付することを決定したので、通知します。

記

事業名	
変更事業内容 (変更があった場合のみ)	
変更補助金交付額 (変更があった場合のみ)	
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

第 1 0 号様式（第 9 条関係）

京都市指令伏 地第 号

伏見連続講座事業（中止・廃止）承認通知書

年 月 日

様

伏 見 区 長

年 月 日付けで（中止・廃止）申請のあった下記の事業について、承認したので通知します。

記

補助事業名	
-------	--

伏見連続講座事業完了届

（あて先）伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話（ ） -

伏見連続講座補助金交付要綱第 1 0 条の規定により事業が完了したので提出します。	
交 付 決 定 日 及 び 決 定 番 号	年 月 日 京都市指令伏 地第 号
事 業 名	
実 施 年 月 日	
場 所	
参 加 人 数	
事 業 の 実 績	

伏見連続講座事業収支決算書

団 体 名

年 月 日付け、京都市指令伏 地第 号をもって交付決定を受けた事業について下記のとおり決算しました。

収 入			
科 目	決 算 額	内 訳 説 明	
市 補 助 金			
計	0 円		
※他の補助金、助成金を受ける場合は必ず記載すること。			
支 出			
科 目	決 算 額	内 訳 説 明	領収書No.
計	0 円		

第13号様式（第11条関係）

京都市指令伏 地第 号

伏見連続講座事業補助金交付決定額確定通知書

	年 月 日
様	伏見区長

年 月 日付け、京都市指令伏 地第 号をもって交付決定した伏見連続講座事業補助金
については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

事 業 名	
補 助 金 交 付 額	円（概算払 円、基本払 円）

伏見連続講座事業補助金交付請求書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 () -

伏見連続講座事業補助金交付要綱(第11条第2項第12条)の規定により補助金の(交付概算払)を請求します。	
交付決定日 及び決定番号	年 月 日 京都市指令伏 地第 号
事業名	
実施年月日	年 月 日
補助金交付予定額	金 円
補助金交付請求額 又は 概算払請求額	金 円
理由 (概算払のみ)	
補助金の交付方法	窓口払い ・ 口座払い (いずれかに○)

※ 窓口払いを希望される場合は、代表者名の横に請求印の押印をお願いします。

口座利用を希望する場合は下記を記入ください。※申請団体名義の口座がある場合のみ

振込 口座	☐ 登録済みの口座（1口座のみ登録）→以下記入不要です。 ☐ 登録済みの口座（複数口座を登録）のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 ☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。			
	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
			☐ 普通（総合） ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	
	口座名義 (フリガナ)			
	口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。
※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

第15号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）伏見区長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

年度伏見連続講座事業補助金に係る消費税及び地方消費税の
額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令伏 地第 号で交付決定した上記補助事業
に関する 年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、伏
見連続講座事業補助金交付要綱第15条の規定により、報告します。

記

1 事業名

2 実施年月日

3 補助金額(区長が確定通知書により通知した額)

円

4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

円

注 別紙として積算の内訳等、4の金額がわかるものを添付してください。